

給特法等改正に伴う「調布市立学校における働き方改革プラン」の取扱いについて

令和8年3月27日
教育部指導室

国の主な動向

- **教育委員会における実施確保**
教育委員会に対し、「業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）」の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付けた。（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 第8条第1項）
- **1か月時間外在校等時間の削減（新設）**
関連附則において、令和11年度までに1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標として示した。

調布市の状況

- **調布市立学校における働き方改革プラン**
学校教育の質の維持向上のために、教員の授業力の向上及び子どもと向き合う時間を確保できる環境を整え、教員の心身の健康保持を実現するため、平成31年1月に策定、令和5年2月に改定。

市の対応

- **業務量管理・健康確保措置実施計画**
現行の「調布市立学校における働き方改革プラン（令和5年改定）」を、「業務量管理・健康確保措置実施計画」と位置付け、令和8年度末まで運用する。

【参考】東京都の対応

- **学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム**
 - ・ 都教育委員会は、本プログラムを、令和6年3月に策定し、学校における働き方改革を推進
 - ・ 本プログラムを「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置付け、令和8年度まで運用。

今後の予定

- **調布市立学校における働き方改革プランの改定**
令和8年度中に、次期「調布市教育プラン」に合わせて改定。
- **総合教育会議への計画の内容・実施状況の報告（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 第8条第3・4項）**
改定後の「調布市立学校における働き方改革プラン」の報告、毎年度の実施状況の報告。